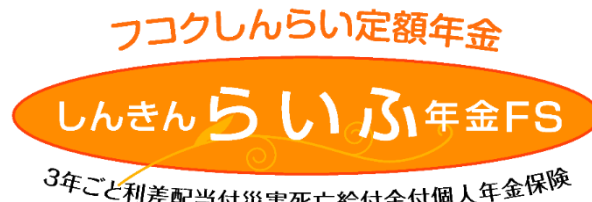




NEWS RELEASE

2025 年 9 月 24 日

信用金庫における「しんきんらいふ年金 FS〈積立型〉」販売再開について



フコクしんらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿 8-17-1、社長：森下 俊彦、以下「当社」）は、2025 年 10 月 2 日より、円建て積立年金保険「しんきんらいふ年金 FS〈積立型〉」（正式名称：3 年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険）を信用金庫による生命保険窓販商品として、販売再開いたします。

この商品は、職業の告知のみでお申込みいただくことができ、毎月保険料を積み立てるタイプの個人年金保険です。ご加入時に将来受け取る基本年金額が確定するため、セカンドライフの生活資金を計画的に準備できる商品です。

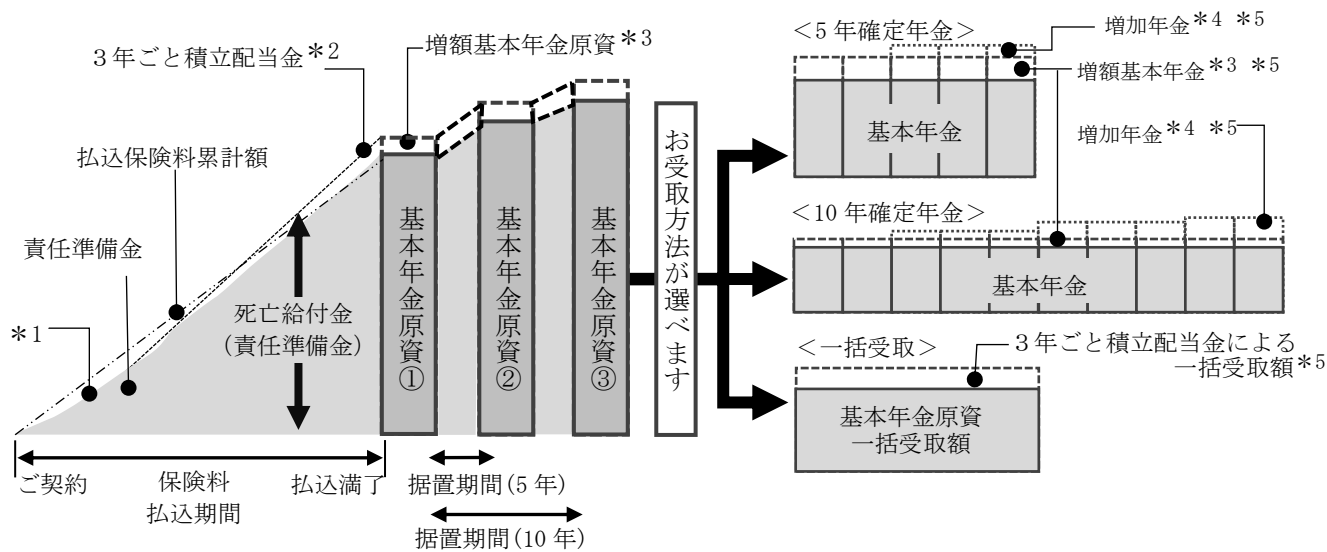
当社は今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

＜商品の主な特徴＞

- ① 月払保険料 10,000 円からご加入でき、ご加入時に基本年金額、解約返戻金額および元本回復時期が確定するため、計画的に資産形成ができます。
- ② 基本年金額、解約返戻金額および元本回復時期は年齢・性別に関係なく一律で、職業の告知のみでお申込みいただけるシンプルでわかりやすい商品です。
- ③ 一定の条件をみたしていれば、一般生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

商品の概要

1. しくみ図（イメージ図）



基本年金原資①：据置期間なし 基本年金原資②：据置期間 5 年 基本年金原資③：据置期間 10 年

- *1：解約されると解約返戻金は、お払込保険料の合計額を下回ることがあります。また、保険料払込年月によっては、死亡給付金などがお払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- *2：3年ごと積立配当金は、運用実績などによって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
- *3：増額基本年金とは年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。
- *4：増加年金とは年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。
- *5：増額基本年金・増加年金・3年ごと積立配当金による一括受取額は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の有無およびその金額の影響をうけます。このため、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

2. 年金・給付金のお支払い

年金支払開始日以後	名称	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
5年・10年 確定年金		被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	「基本年金額」と同額	年金受取人
		被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	年金支払期間中の未払年金の現価	年金受取人*

*年金受取人が被保険者の場合には、未払年金の現価は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご希望により、年金を一時金でお受け取りいただくことも可能です。年金支払開始日後、年金支払期間の最後の年金支払日前にかぎり、残余年金支払期間の未払年金の現価を一括でお支払いします。（支払後、ご契約は消滅します）

年金支払開始日前	名称	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
	死亡給付金	被保険者が亡くなられたとき（災害死亡給付金が支払われる場合を除きます）	責任準備金相当額	死亡給付金受取人
	災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故（その事故の日から 180 日以内の死亡に限ります）や所定の感染症*で亡くなられたとき	死亡給付金の 1.1 倍の金額	

*所定の感染症については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3. 主な取扱条件

契約年齢範囲(被保険者)	0～80 歳 * 保険料払込期間と据置期間により異なります
保険料払込期間	10～50 年 契約年齢と据置期間により異なります
年金支払開始年齢	10～90 歳 保険料払込期間と据置期間により異なります
年金受取方法(年金支払期間・種類)	5 年・10 年確定年金
据置期間	なし・5 年・10 年から選択 契約年齢と保険料払込期間により異なります
保険料払込方法	口座振替月払
最低保険料	10,000 円
最高保険料	最高基本年金額以内
最低基本年金額	10 万円
最高基本年金額	3,000 万円（当社の他の個人年金保険と通算して）
保険料の単位	1,000 円
基本年金額の単位	10 円(1 円の位を切り上げ)

*被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

※この資料は商品の概要を説明したものです。保険募集を目的としたものではありません。ご検討・お申込みに際しては、重要事項を説明した書面である「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報) 兼商品パンフレット」を必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明していますのでご確認ください。

募 AM0425087 (25.09)